

建築物エネルギー消費性能基準等における一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 28 年 11 月

第三章「暖冷房負荷と外皮性能」第三節「外皮の日射熱取得」の一部を下記のように変更します。

<p style="text-align: center;">変更前 Ver.7（住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム Ver.2.1）</p>	<p style="text-align: center;">変更後 Ver.8（住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム Ver.2.1）</p>
<p>第三節 外皮の日射熱取得 (略)</p> <p>6.2.4 開口部の垂直面日射熱取得率 (略)</p> <p>付属部材がある場合については、付属部材の影響による垂直面日射熱取得率の低減の効果は、和障子の場合は室内側の窓の垂直面日射熱取得率に含めることとし、外付けブラインドの場合は外気側の窓の垂直面日射熱取得率に含めることとする。開口部<i>i</i>の全体の面積に対するガラス部分の面積の比<math>r_f</math>は、室内側の窓及び室内側の窓の両方の枠が木製建具又は樹脂製建具の場合は 0.72 とし、それ以外の場合は 0.8 とする。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>第三節 外皮の日射熱取得 (略)</p> <p>6.2.4 開口部の垂直面日射熱取得率 (略)</p> <p>付属部材がある場合については、付属部材の影響による垂直面日射熱取得率の低減の効果は、和障子の場合は室内側の窓の垂直面日射熱取得率に含めることとし、外付けブラインドの場合は外気側の窓の垂直面日射熱取得率に含めることとする。開口部<i>i</i>の全体の面積に対するガラス部分の面積の比<math>r_f</math>は、室内側の窓及び室外側の窓の両方の枠が木製建具又は樹脂製建具の場合は 0.72 とし、それ以外の場合は 0.8 とする。</p> <p>(以下、略)</p>